

ラベルバンク新聞

発行所
株式会社ラベルバンク
大阪市淀川区西中島5-12-8
新大阪ローズビル6F
TEL: 06-6838-7090
FAX: 06-6838-7091
http://label-bank.co.jp/
support@label-bank.co.jp

第124号

2019年3月29日、「冠表示における原料原産地情報の提供に関するガイドライン」が、消費者庁により公表されました。いわゆる「冠表示」となる原材料の原料原産地情報について、重量順位にかかわらず、自主的に情報提供するため、指針とされています。日本においては、「〇〇産原料使用」などの特定の原材料の産地や製造地を強調する表示について、消費者からの関心が高い背景がありますので、今回はこちらの話題を取り上げてみたいと思います。

冠表示の定義

「冠表示における原料原産地情報の提供に関するガイドライン」において、自主的に原料原産地表示を提供する「冠表示」を以下のように定義されています。

- ・「商品名に特定の原材料名を冠している表示」
- ・「商品名に近接した箇所に特定の原材料の使用を特に強調している表示」

「商品名に特定の原材料名を冠している表示」の例として、「かにチャーハン」「牛肉カレー」「たつぷりたまねぎシチュー」「えびグラタン」等が挙げられています。また「商品名に近接した箇所に特定の原材料の使用を特に強調している表示」の例として、「抹茶を贅沢に使った」ごまをふんだんに練り込んだ」ごだわりの

「冠表示における原料原産地情報の提供に関するガイドライン」が公表されました

牛肉を使用した、たつぷり粒コーン入り」等が挙げられています。

これらの「冠表示」となる原材料については、重量割合が上位1位でない場合であっても、自主的に原産地表示(または製造地表示)をすることが求められることとなります。

対象とならない商品について

上記の「冠表示」に当たらない例については、「情報提供が望まれる可能性が低いもの」として、以下の例が挙げられています。

- ・特定の原材料名を冠した商品名に当たらない(原材料が特定されていない)
- (例:肉ぎょうざ、五目ピラフ、野菜カレー、フルーツゼリー、シーフードドリア等)

・特定の原材料の使用を特に強調していません。

- (例:はちみつ使用、みかん入り、生クリーム配合、粒コーン(北海道産30%)入り等)

また、ガイドラインの対象とならない商品については、以下のように整理されています。

- (1) 食品表示基準、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律、その

他の法令により原産地等の表示が義務付けられている商品。

場所)に行く場合、食品表示基準に掲げる表示方法(例:「農産物の場合」国産品にあつては、国産である旨に代えて都道府県名その他一般に知られている地名を、輸入品にあつては、原産国名に加え州名、省名その他一般に知られている地名等)に準じて情報提供することができ

- (2) 〇〇味、〇〇風味等といった表現でその商品の味付けや風味等のバリエーションを表しており、特定の原材料の使用を特に強調していない商品。(例:しょうゆ味、りんご味、しそ風味等)

・「商品の容器包装の一括表示部分以外の場所」または「ウェブサイト」に行く場合で、複数の原産国の原材料を使用している場合は、国別表示を基本とし、国別表示が重量順でない場合は、消費者に誤認を与えないよう、重量順でない旨を表示する。

- (3) 特定の原材料名を含む商品名が一般名称とされている(特定の原材料名が商品名に付されていること)が一般化されている商品。(例:さば水煮、トマトケチャップ、コーンスープ、麦茶、いちごジャム、カレーパン等)
- (4) 商品の形状等からイメージされる食材の名称を商品名の一部としている商品。(例:メロンパン、かにかま、たい焼き、柿の種等)

情報提供の方法

ガイドラインの対象である「冠表示」に該当する場合は、以下の方法により情報提供をすることが求められます。

- ・「冠表示」の原材料名が生鮮食品の場合(原材料名欄に加工食品の名称で表示してあったとしても、「冠表示」の原材料名を生鮮食品名で表示している場合は、その生鮮食品名まで遡って原産地を情報提供する)
- ・「商品の容器包装の一括表示部分に表示(食品表示基準に基づく原料原産地名の表示方法による)」、または「商品の容器包装の一括表示部分以外の場所」への表示、または「ウェブサイトや電話対応等」により行う。
- ・「商品の容器包装の一括表示部分以外の

注意が必要な点

ガイドラインでは、「複数の原産地の原材料を使用している場合で、一括表示部分以外の場所に表示する際の表示例」を、参考情報として整理しています。(例:「原材料〇〇の原産地は(日本、アメリカ、タイ、中国)です。なお、当該原産地は、2018年〇月時点で使用予定がある産地を順不同で表示しています。」等)

冠表示にあたる場合は、このような積極的な情報提供が求められると思いますが、強調表示の一種であることに留意することが必要です。つまり、誤認を与えないようにすることが大切であるといえます。とりわけ、複数の原産地の原材料を使用している場合は、この点に注意される必要がありますので、ガイドラインをよく確認のうえ、情報提供されるとよいと思います。

(川合)

参考:冠表示における原料原産地情報の提供に関するガイドライン(消費者庁)
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/quality/country_of_origin/pdf/country_of_origin_90329_0001.pdf

ミニコラム 「グルテンフリーについて」

近年、海外から米粉等を使用した「グルテンフリー」と表示された加工食品が輸入されています。米粉だけではなく、他の商品にも表示されていることもあります。

欧米諸国における「グルテンフリー」表示と、日本における食品表示基準に基づくアレルギー表示とは基準が異なりますので、消費者庁より発行された「食品表示の適正化に向けた取組について」の啓発パンフレットに沿って触れてみたいと思います。



グルテンとは？

米国食品医薬局（FDA）は食品アレルギー表示および消費者保護法（FALCP）に基づき、2013年からグルテンフリー表示規則を施行しており、本規則ではグルテンという用語について、「グルテン含有穀物で自然発生するたんぱく質であり、セリアック病疾患者に健康上の悪影響を与える可能性のあるもの」を意味すると定義づけており、この定義における「グルテン含有穀物」とは、小麦、ライ麦、大麦をはじめとする穀物を指し、グルテン含有物から発生するタンパク質の例としてはプロラミンやグルテリンが挙げられます。

EUやアメリカ等における「グルテンフリー表示」と、日本の「アレルギー表示」とは基準が異なります。

■EU・アメリカ等のグルテンフリー表示

セリアック病の人の商品選択に資する観点から、「グルテンフリー」表示が可能。表示する際は、グルテン濃度が20ppm未満。

■日本国内のアレルギー表示

- ・食物アレルギーが、ごく微量のアレルゲンによって引き起こされることがあるため、小麦などの特定原材料を含む食品にあつては、原材料としての使用の意図にかかわらず、原則、当該特定原材料を含む旨を表示する必要がある。
- ・数ppm以上の小麦総たんぱく量を含む状況であれば、容器包装に小麦のアレルギー表示をしなければならない。
- ・混入の可能性が排除できない場合については、食物アレルギー疾病を有する者に対する注意喚起表記を推奨。

日本では、「グルテンフリー」の記載の基準はありません。表示自体は可能ですが、基準に則り「グルテンフリー」と記載を行う場合でも「小麦アレルゲンを含まないことを示すものではない」などの注釈が必要だと考えられます。

小麦アレルゲンを含む食品に「グルテンフリー」と強調した表示をしたときには、消費者が小麦アレルゲンが含まれていないと判断すると考えられることから、景品表示法等の規制上、問題となるおそれがありますので注意が必要です。

また、日本では、2年前にグルテン含有量「1ppm以下」の米粉を「ノングルテン」と表示する「米粉製品の普及のための表示に関するガイドライン」を策定・公表しました。EU・アメリカ等のグルテンフリー表示の「20ppm未満」より更に低い基準になっていますので、こちらも参考にご一読いただければと思います。

食品表示の適正化に向けた取組について

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/pdf/160623_pressrelease_0003.pdf

米粉製品の普及のための表示に関するガイドライン

<http://www.maff.go.jp/j/seisan/keikaku/komeko/attach/pdf/index-11.pdf>

今月の「お気に入り」言葉

There is no wheat without chaff.

（ことわざ）